

## 第10回名立区地域協議会 次第

日時：平成30年1月25日（木）午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

### 1 開 会

### 2 協議事項

(1) 平成30年度地域活動支援事業名立区審査方針案の検討等について

・・・資料 1、2

(2) 自主的審議事項の検討について

### 3 報告事項

(1) 行政報告

・行政懇談会の開催について・・・資料 3

・ごみの分別区分の変更について・・・資料 4

### 4 その他事項

(1) 平成29年度第11回地域協議会の開催予定

・平成30年 月 日( )午後 時 分から

### 5 閉 会

## 平成30年度地域活動支援事業案の概要

平成29年度と比べて大きな変更点はない。

1 趣旨	(1) 実施方法
(1) 目的	(2) 対象事業
(2) 運用方針	(3) 対象経費
(3) 審査体制	(4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額	5 事業の実施手順等
(1) 総事業費	(1) 採択方針の取扱い
(2) 配分額	(2) 事業提案書の受付
(3) 残額の取扱い	(3) 提案事業の審査
3 今後の主なスケジュール	(4) 事業の紹介・公表
4 事業の概要	

## 1 趣旨

## (1) 目的

地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。

資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

## (2) 運用方針

地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

## (3) 審査

住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。

各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

## 2 各区への配分額

### (1) 総事業費

1億8,000万円

### (2) 配分額

均等割1億2,600万円(450万円×28区)+人口割5,400万円

均等割7:人口割3

各区の配分額については2月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

### (3) 残額の取扱い

追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。

配分額の残額は、翌年度に加算しない。

## 3 今後の主なスケジュール

~2月下旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3月~	新年度の募集に向けた相談の受付(たより・説明会・個別相談)
4月1日~	事業の募集開始(募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

## 4 事業の概要

### (1) 実施方法

「市が行う事業」は対象としない

事業の内容

・団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付  
事業を提案できる方

・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

### (2) 対象事業

「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。

ただし、次のものは対象外とする。

・政治・宗教活動を目的とする事業

・公序良俗に反する事業

・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業

・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業

・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

### (3) 対象経費

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

#### （４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。

ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

### 5 事業の実施手順等

#### （１）採択方針の取扱い

各区の採択方針は地域協議会がまとめる。

- ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
- ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

#### （２）事業提案書の受付

事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（直接面談の上内容の確認が必要であり、郵送での応募は受け付けない）。

審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。

事業提案書の様式や添付書類は、補助金を交付する上で必要最低限のものであるため、変更等は行わない。

提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

#### （３）提案事業の審査

ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。

審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する 地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認
ウ) 共通審査 具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの 全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 配点は自由。 必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

< 共通審査の項目と視点 >

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・ 全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情や住民要望に対応したもののか</li> <li>・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・ 緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ ほかに方法で代替できないものであるか</li> </ul>
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・ 資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>
参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか</li> <li>・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか</li> </ul>

その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。

- ・ 必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
- ・ 審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
- ・ 地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。

また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

# 平成29年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針(案)

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

## 1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた提案事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

## 2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

<地域特性・地域資源の視点>

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

事業区分
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
2.景観形成、生活環境の向上事業
3.安全安心な地域づくり事業
4.健康・福祉の充実事業
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業
6.自然環境保全事業
7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業
8.地域間等との交流事業
9.その他、名立区の活性化につながる事業

### 3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

#### (1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li> <li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

#### (2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題についての認識はあるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業で何を期待するか。</li> <li>・地域課題の解消につながるものか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来像とのつながりや整合性があるか。</li> </ul>	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)		㉞+㉟ 点
-------------	--	-------

- ・ 5点...優れている
- ・ 3点...普通
- ・ 1点...劣っている

- ・ 4点...やや優れている
- ・ 2点...やや劣っている
- ・ 0点...評価に値しない

( 3 ) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の全体の採点の平均点で 30 点を上回るものとする。

#### 4 補助率及び補助金の交付

( 1 ) 補助金の額

補助金額の下限は 5 万円、上限を 100 万円とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

( 2 ) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の 100 % とする。

#### 5 その他

( 1 ) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

( 2 ) 事業総額が予算を超える場合

採択（予定）事業の補助希望額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

( 3 ) 事業の追加募集

採択（予定）事業の補助希望額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

( 4 ) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

( 5 ) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

( 6 ) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成 29 年 2 月 27 日開催の平成 28 年度第 12 回地域協議会において策定した。



# 上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する内規

## 1 目的

この内規は、上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する詳細な事項について定める。

## 2 審査方法等について

### (1) 提案者の説明（プレゼンテーション）

- ・提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。
- ・プレゼンテーション前に提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する場合があることを提案者に説明するとともに、提案者から了解を求める。

### (2) 基本審査

- ・事業提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。

### (3) 全体協議

- ・全市共通審査及び名立区独自審査に関して、採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。
- ・採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は具体的な内容について、委員全体で協議する。

### (4) 補助金額の調整

- ・採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。

## 3 その他

この他に審査に関する必要事項がある場合は、委員全体で協議のうえ定めるものとする。

この内規は、平成29年2月27日開催の平成28年度第12回地域協議会において策定した。

# 行政懇談会を開催します

2月19日(月)から、区内6会場で行政全般に関して意見交換を行う「行政懇談会」を開催します。

総合事務所からは、「家庭ごみ分別区分の一部変更」や「公の施設の在り方」などについて説明・報告する予定ですが、行政に対する皆様のご意見をいただき、意見交換したいと考えています。

開催日時と会場については次のとおりです。大勢の皆様のご出席をお願いいたします。

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 2月19日(月) 午後6時30分～ | 小泊コミュニティーセンター<br>(小泊第1～小泊第7)  |
| 2月20日(火) 午後6時30分～ | 名立地区公民館<br>(新町～山の手)           |
| 2月22日(木) 午後6時30分～ | 円田荘<br>(谷口～折居)                |
| 2月23日(金) 午後7時～    | 名立地区公民館下名立分館<br>(森・池田・桂谷)     |
| 2月26日(月) 午後7時～    | 名立地区公民館上名立分館<br>(折平～西蒲生田)     |
| 2月27日(火) 午後7時～    | 不動地域生涯学習センター<br>(下瀬戸・上瀬戸・東飛山) |

どちらの会場でも結構です。都合のよい会場にお越しください。

説明会資料

# 家庭ごみの分別区分の変更について

平成30年4月から  
燃やせないごみの分別区分の一部が変わります

上越市「ごみ減量とリサイクル」  
イメージキャラクター



上越市 自治・市民環境部 生活環境課  
区総合事務所 市民生活・福祉グループ

# プラスチック類等の分別区分の変更



## 分別区分変更の概要

平成30年4月から、「燃やせないごみ」のうち、金属類を含まないプラスチック製品やゴム製品（以下、「プラスチック類等」といいます）を、「燃やせるごみ」として排出できるように分別区分を変更します。

## 変更の理由

10月に本格稼働した新クリーンセンターは、プラスチック類等の増加に伴う、「ごみの高カロリー化」にも対応できる機能があります。

- 市民の利便性の向上を図るため、プラスチック類等をこれまでの「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」へ分別区分を変更します。

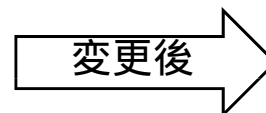
## 変更によるメリット

### 排出機会の増加

プラスチック製品やゴム製品の排出機会が、これまでの月2回から週3回へ増加します

### 分別の分かりづらさの解消

現 行	
燃やせるごみ	燃やせないごみ
スリッパ（布製）	スリッパ（ビニール製）



「燃やせるごみ」へ

# ● 変更する品目



平成30年4月の区分変更により、「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」となる主な品目は以下のとおりです。

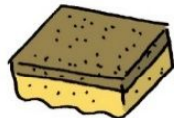
平成30年3月31日まで

## 燃やせないごみ

のうち、プラスチック製品、ゴム製品



バケツ



スポンジ



C D、ビデオテープ



ゴム手袋、ゴム長靴



ストロー



レインコート



クリーニングの袋

変更

平成30年4月から

## 燃やせる ごみへ

金属部分は可能な限り取り外してください。  
外した金属は「燃やせないごみ」へ

その他にも

しゃもじ、洗面器、プラ製ハンガー、クッション、サンダル、歯ブラシ、PPバンド  
など（いずれも、材質がプラスチック製、ゴム製、化学繊維製に限ります）

# 分別変更にあたっての注意点



容器包装（プラスチック製）の分別変更はありません

容器包装（プラスチック製）は、これまでどおり、資源物として出して  
ください。

分別区分が変更となるのは、「燃やせないごみ」のうち、プラスチック製やゴム製の製品自体です。



容器包装（プラスチック製）とプラスチック製品の違い

容器包装（プラスチック製）は、商品を入れたり包んでいたもので、中身を出したり使ったりするといらなくなるものです。  
プラマークがついています。



プラマークが目印です

プラスチック製品は、バケツやハンガーなど、それ自体がプラスチックでできた製品や商品そのものです。

# 大きさ別のプラスチック類等の取扱い区分について






## 集積所へ出す際の大きさ別のプラスチック類等の取扱い

町内の集積所に出せる「燃やせるごみ」の大きさは、指定袋に入る大きさ、又は1辺の長さが50cm以下です。分解などしても指定袋に入らない大きさや50cm以下にできないプラスチック製品やゴム製品は、これまでどおり「燃やせないごみ」として出してください。

1辺の長さが1mを超える大きさのものは、集積所には出せないため、従来どおり「燃やせないごみ」として民間処分業者にお持込みいただくほか、クリーンセンターに直接搬入してください。

### <集積所へ出す際の大きさ別の区分 現行と変更後>

サイズ	品目例	現行	区分変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定袋に入るもの</li> <li>1辺の長さが50cm以下のもの</li> </ul>	バケツ、雨ガッパ、 ゴム長靴、 CD など 	「燃やせないごみ」として集積所に排出	「燃やせるごみ」として集積所に排出
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定袋に入らないもの</li> <li>1辺の長さが50cm超、1m以下のもの</li> </ul>	左記のサイズの クーラーボックス、 衣装ケース、風呂のフタ など 	「燃やせないごみ」として指定シールを貼り集積所に排出	変更なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>1辺の長さが1m超のもの</li> </ul>	左記のサイズの 大型の衣装ケース、 スタイロ畳 など 	「燃やせないごみ」として民間処分業者に搬入	「燃やせないごみ」として民間処分業者に搬入又はクリーンセンターに搬入

### 大きさ別区分の理由

ごみ集積所に出せる大きさは、指定袋に入る大きさのほか、燃やせるごみは1辺の長さが50cm以下、燃やせないごみは1m以下としています。これは、50cmを超えると焼却施設の受け入れに、1mを超えると収集車両による運搬に支障があるためです。

- 今回の変更では、燃やせるごみの指定袋に入るもの、又は50cm以下にできるプラスチック製品等は「燃やせるごみ」として出せるようになりますが、それ以上の大きさの場合は、集積所を利用する方の利便性を考慮し、これまでどおり「燃やせないごみ」として取り扱います。

# 分別変更 Q & A



Q 1 分別区分を変更する理由は？

A 新しい焼却施設が稼働したことにより、これまで埋立処理していたプラスチック製品や「ゴム製品」の焼却が可能となりました。このため、市民の皆さんの利便性向上(排出機会が月2回から週3回へ増加)や埋立処分場の延命化につながることから、分別区分を変更するものです。

Q 2 1m以下のプラスチック類は直接クリーンセンターへ持ち込むこともできるの？

A 他の燃やせるごみと同様にクリーンセンターへ直接持ち込むこともできます。

Q 3 容器包装（プラスチック製）も燃やせるごみになるの？

A いいえ、これまでどおり、資源物として出してください。  
容器包装（プラスチック製・紙製）は、容器包装リサイクル法という法律に基づき、消費者（分別排出する）、市町村（分別収集する）、メーカーなどの事業者（費用を負担しリサイクルする）の三者が役割を分担し、リサイクルする仕組みが確立されています。分別にご協力ください。

## 再確認！ 容器包装（プラスチック製）の出し方

容器包装（プラスチック製）は、分別の変更はありません。これまでどおり資源物です。

### 正しく分別する

プラマークが付いているものが容器包装（プラスチック製）です。



### 汚れを落とす

汚れが付着していると、リサイクルできません。食器洗いの残り水で軽くすすぐか、ふき取ってください。



### 二重袋にしない

袋の中に複数の袋を入れるなどビニール袋を二重にすると、手作業での異物の選別・除去作業に大きな支障となります。

